各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

· 厚生労働省社会·援護局総務課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る 災害救助法の弾力運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、災害救助法の運用に当たって下記に留意し、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても積極的に被災者の救助に当られたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

#### 1 特別基準の設定について

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によって、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とされている。

# 2 特別基準の運用について

特別基準の設定及び運用については個々具体の被災状況を踏まえ決定されるものであるが、各自治体等からの問い合わせの多い事項については、次のような取扱いとする。

#### (1)避難所の設置

公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や

高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、必要に応じて、公的な宿 泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げることにより避難所として活用する ことも可能であるので、積極的に検討されたい。なお、この場合、地域の実情に応じて避 難所の設置のため相当な経費は国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考)なお、「相当な経費」として、新潟県中越地震の際には特別基準として1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

(2) 避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給については、 一般基準では7日以内とされているが、災害救助法を適用した自治体との電話による協 議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

#### (3)応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また、地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。

(参考)なお、岩手・宮城内陸地震の際には、寒冷地であることに配慮して、民間賃貸住宅について1戸当たり月額6万円で借り上げた。

#### (4) 応急仮設住宅の着工期間

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から 20 日以内とされているが、被 災状況にかんがみ、この期間に着工することができない場合も想定されるので、この期間 を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないので了知されたい。

3 広域にわたる避難が行われた場合の取扱い(法第35条の活用)

今般の災害の被災状況にかんがみ、災害救助法が適用された都道府県からの県域を 越えた避難も想定されるところであるが、このような避難についても、当然、災害救助費等 負担金の国庫負担の対象となる。法に規定する各種の救助に要する費用については、 災害救助法の適用を行った都道府県が支弁することになるが、被災した都道府県から要 請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助に ついては、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償 することが法律上もできることとされているので留意されたい。

#### 4 その他

(1)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第1項又は第70条 の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道 府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅のために

社援総0324第1号 平成23年3月24日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



#### 県域を越えた避難者の旅館・ホテル等への受入れについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した方々の応急救助のため、各都道府県において、旅館・ホテル等を借り上げることにより避難所として活用することを可能とする旨の通知(「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」(平成23年3月19日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知))を発出したところであるが、本日、国土交通省観光庁より別添のとおり「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて」(平成23年3月24日付け観光庁観光産業課長通知)が発出されたので、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても、関係部局・管内市町村と連携の上、被災した方々の迅速な受入体制の確保に留意願いたい。

また、避難所の開設期間については、原則7日以内を2ヵ月まで既に延長したところであるが、被災した方々の生活環境が応急仮設住宅等において安定的なものとなるまでの間、避難所の運営は2ヵ月を超えても更新されることとなる。従って、旅館・ホテル等を避難所として開設する場合においては、貴管内の全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会関係旅館・ホテル等関係者にこの旨周知されたい。

おって、当該旅館・ホテル等への移送費についても、避難所の設置のための経費と同様、災害救助法の適用を行った都道府県から要請に基づき、被災した方々を県域を越えて受け入れた場合、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが可能であることを申し添える。

なお、管内政令都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、上記内容に関する情報提供を併せてお願いする。



観観産第660号 平成23年3月24日

都道府県観光主管課長

観光庁観光産業課



県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて

平素より大変お世話になっております。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により、被災県に おいては、多数の被災者の方が避難を余儀なくされています。

こうした状況にかんがみ、観光庁においては、厚生労働省等関係省庁の協力の下、災 害救助法の枠組みを活用し、県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れを支援す ることとしましたので、御了知下さい。

また、本件について、管下の市町村に対して情報提供をお願いします。

記

#### 1. 概要

観光庁において、災害救助法の枠組みを活用し、全国旅館ホテル生活衛生同業組合 連合会(以下「全旅連」という。)から提供を受けた受入可能な旅館・ホテル等のリス トを基に、県外へ避難を希望する被災者の意向を踏まえ、被災者と避難先施設のマッ チングを行うとともに、旅行業者と連携して移動手段となるバス等の手配を実施する ことにより、県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れを支援します。

#### 2 対象者・受入施設について

### (1) 対象者について

災害救助法が適用された被災市町村における被災者であって、被災県の要請により、 県外の旅館·ホテル等に避難する方が対象者(※1)となります。

#### (2) 受入施設について

受入施設は、全旅連が作成するリスト(※2)に掲げられた旅館・ホテル等の有料 施設とし、宿泊費用は1泊3食付き一人当たり5,000円以内となります。

また、受入期間は、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間とします。 受入施設は、災害救助法に基づく避難所として受入県が借り上げ、被災者に提供することとなります。

※1 対象者は、高齢者、身体障害者、乳幼児及びその付添の方など被災して避難所を提供する 必要のある方も含まれます。

避難させる被災者の優先順位については、国において、統一的な方針を設けませんので、 被災県の判断となります。

※2 リストは、都道府県旅館組合が作成していますが、組合員以外の旅館・ホテル等であって も、当該施設が希望すれば、リストに掲載されることとなっています。

#### 3 費用について

旅館・ホテル等の宿泊費用は受入県において、当該施設への移動費用は被災県において負担していただいた上で、災害救助法の適用によって、受入県が負担した費用は被災県に求償されることとなり、最終的には、国が被災県に対して、必要な財政措置を講ずることを予定しています。

このため、受入県の費用負担はありません。また、被災者自身の費用負担もありません。

#### 4 手順等について

- (1)全旅連において、受入可能な旅館・ホテル等の情報(以下「施設リスト」という。) を集約の上、観光庁に情報提供を行う。
- (2) 観光庁は、施設リストを被災県に提供する。被災県は、当該施設リストを管下の 被災市町村に提供する。
- (3)被災県は、管下の被災市町村内の被災者のうち県外の旅館・ホテル等への避難が 必要と判断した被災者の情報(以下「避難者リスト」という。)を集約の上、観光 庁に情報提供を行う。
- (4) 観光庁は、避難者リストを全旅連に提供し、基本的なマッチングを実施する。
- (5) マッチングが調った場合は、被災県と受入県の旅館組合との間で、具体的な受入 スケジュール等の調整を行うとともに、並行して、被災県が受入県に対して要請 を行うなど両県の間で避難受入について必要な調整を行う。
- (6) 観光庁は、被災県の求めに応じて、被災者が現在居所としている避難所から、当

該避難先の旅館・ホテル等への移動のためのバス等について、旅行業者を通じて 手配する。

## 5 その他

実施に当たっては、貴都道府県の災害対策本部又は防災担当部局とも十分な調整を図っていただくようお願いします。